

# 岐阜県公報

第二千三百八十一号  
平成二十四年九月二十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 六三二<sup>ページ</sup>
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 六三二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (同) 六三三
- 保安林の指定 (郡上農林事務所) 六三四

### 公示

- 落札者等に関する公示 (税務課) 六三四
- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 六三五
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 六三五
- 介護保険指定居宅サービス事業所の指定 (高齢福祉課) 六三五
- 介護保険指定居宅サービス事業所の廃止 (同) 六三六
- 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定 (同) 六三六
- 介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止 (同) 六三七
- 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定 (同) 六三七
- 介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止 (同) 六三八
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業流通課) 六三八
- 県営土地改良事業の変更計画の決定 (農地整備課) 六三八

### 岐阜県告示第四百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

## 告示

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	二百四十八号	関市大杉字大久手九三二番三地从先から同市西田原字佐賀理二六五二番三地从先まで	前 後	三・五 三・五	六・〇 六・〇	

### 岐阜県告示第四百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路

維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	関坂祝線	関市西田原字佐賀理八〇七番四地先から 同市同字 五二番三地先まで	前 後	一三・〇〇 一〇・五〇	一九・〇〇 一九・〇〇	

岐阜県告示第四百三十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区	域
歌洞 2	次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示すとおりとする。) 加茂郡八百津町和知 字歌洞 三四〇三番一 一号 三四〇二番一 二号 三四〇〇番一〇 三号及び四号 三四二〇番三 三四一九番一 六号	

- 三四四四番一 七号
- 三四三七番一 八号
- 三四三三番一 九号及び十号
- 三四二一番一 十一号

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、可茂土木事務所及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百三十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区	域
米山寺	次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示すとおりとする。) 加茂郡八百津町野上 字宮後 一〇〇八番一 一号及び十号 一〇〇三番 七号 九八〇番三 八号 一〇〇八番五 九号 字米山寺浦 一一三三三番一 二号 一一三三三番一 四号 一一三二九番一 五号及び六号 字深山 一一三三七番一 三号	

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、可茂土木事務所及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百二十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区 域 名	区 域
西 平	次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 揖斐郡揖斐川町北方 字西平 一三六二番八 一号 字松尾 二二八〇番一 二号及び三号 二二七九番一 四号 字登瀬古 一四二七番一 五号及び六号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百二十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和四十六年岐阜県告示第八十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

表官ノ前の項を次のように改める。

区 域 名	区 域
	次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線

及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）、不破郡垂井町岩手字官ノ前一三六六の一及び一三六六の三並びに同町大石字西山二二七二の一、二二七三の二及び二二七六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、並びに同町大石字津杭一〇一七の一、一〇二〇（次の図に示す部分に限る。）、一〇二一及び一〇二二、次に掲げる土地に存する標柱十七号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱十七号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）、並びに次に掲げる土地に存する標柱二十二号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱二十二号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）、不破郡垂井町

宮ノ前	岩手
字官ノ前 一三三九番一 一号及び二号 一三三五番一 三号 一三五六番 四号及び五号 一三五九番一 六号 一三六四番一 七号 一三六六番三 九号 一三六八番一 十号及び十一号 一三七二番 十二号 一三七七番一 十五号 一三〇八番一 一六号 一三六三番 十三号 一三六二番二 十四号	大石 字西山 二二七六番一 八号及び十七号 二二七五番 十八号 二二七三番二 十九号から二十一号 二二七一番一 二十二号及び二十三号 二〇八二番 二十四号 二〇八三番二 二十五号 一〇八〇番一 二十六号及び二十七号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

郡上市八幡町入間字焼山三六六一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

郡上市高鷲町鮎立字猪首二九四二の一、二九四四の二

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県県税徴収金収納事務委託（コンビニ収納/自動車税）一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成24年7月27日

4 落札者を決定した日 平成24年9月5日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社鷹鷹システム  
代表取締役 田中 謙祐

6 株式会社鷹鷹システム  
代表取締役 田中 謙祐

7 親族に関する事務を担当する部会の名称及び所在地

(1) 部会の名称 岐阜県岐阜市津島

(2) 所在地 岐阜市津島二丁目一番一号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十四年九月三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人健康増進研究センター

三代 表 者 の 氏 名 長谷川 隆志

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市鷺山二五六二番地二〇

五 定款に記載された目的 この法人は、伝統医療である柔道整復術、東洋医療である鍼灸施術、マッサージ施術を通じ、広く国民の健康増進と福祉の普及に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十四年八月三十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人泉京・垂井

三代 表 者 の 氏 名 浅野 宏

四 主たる事務所の所在地 岐阜県不破郡垂井町一七九一番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、垂井町に暮らす住民誰もが、垂井町のまちづくりに自ら参画し、行政、事業者・企業などと協働してまちづくりに関する事業を行い、「より幸福度の高いまち・垂井」を実現することを目的とする。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 日
株式会社ジョイケアサービス	ケアセンター ジョイ	岐阜県羽島市舟橋町七丁目 三九番地	通所介護	平成 二四・八・一
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター 各務原	岐阜県各務原市蘇原瑞雲町 三丁目二八番	通所介護	平成 二四・八・一
青い鳥ケアマネジメント株式会社	青い鳥訪問介護事業所	岐阜県各務原市鷺沼各務原 町五丁目二八〇番地メトロ ポリス一〇六	訪問介護	平成 二四・八・一
医療法人社団 桃仁会	介護付有料老人ホーム ピ・アバンス門間	岐阜県羽島郡笠松町門間五 八二番地	特定施設 入居者生活介護	平成 二四・八・一
株式会社YU	デイサービス	岐阜県多治見市笠原町二四	通所介護	平成

株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿
株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿
株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿
株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿
株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿
株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿
株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿
株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿
株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿	株式会社共寿

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八号第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十一日  
 岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社益美土木	桜訪問介護事業所	岐阜県大垣市野口一丁目四番地二	訪問介護	平成二四・二・九
株式会社ビゲレイス	介護24多治見	岐阜県多治見市白山町四丁目三〇番地の二	訪問介護	平成二四・八・三
社会福祉法人 登豊会	特別養護老人ホーム岐南仙寿うれし野	岐阜県羽島郡岐南町伏屋八丁目三三番地	短期入所生活介護	平成二四・八・三

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六号第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。  
 平成二十四年九月二十一日  
 岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期日
有限会社ジョイケアサービス	介護支援センター タージョイス	岐阜県羽島市舟橋町七丁目三九番地	居宅介護支援	平成二四・八・一
青い鳥ケアマネジメント株式会社	青い鳥居宅介護支援事業所	岐阜県各務原市鷺沼各務原町五丁目二八〇番地メトロポリス一〇六	居宅介護支援	平成二四・八・一
株式会社イー	居宅介護支援	岐阜県恵那市岩村町七三〇	居宅介護	平成

ビーエーサー ビス	事業所 いわむらの憩	二	支援	二四・八一
株式会社デイ サービセン ター野のはな	野のはな指 定居宅介護支 援事業所	岐 阜 県 可 見 市 今 渡 二 七 番 地 一	居宅介護 支援	平成 二四・八一

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 有限会社元気	事業所の名称 ケアマネセン ターげんき	事業所の所在地 岐 阜 県 各 務 原 市 那 加 太 平 町 二 一 三	サービス の種類	廃 止 年 月 日 平成 二四・八一
			居宅介護 支援	

介護保険指定介護予防サービスマニエール事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービスマニエール事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 定 年 月 日
----------------	--------	---------	-------------	-----------------------

株式会社ユ K A I G O	デイサービス センター住ま 居る	岐 阜 県 多 治 見 市 笠 原 町 二 四 五 五 七 一 四	介護予防 通所介護	平成 二四・八一
中日本信和株 式会社	ファーストケ ア	岐 阜 県 多 治 見 市 若 松 町 四 丁 目 三 七 番 三	介護予防 福祉用具 貸与	平成 二四・八一
中日本信和株 式会社	ファーストケ ア	岐 阜 県 多 治 見 市 若 松 町 四 丁 目 三 七 番 三	介護予防 特定福祉 用具販売	平成 二四・八一
株式会社スタ ッフシューエ イ	アクアデイス アビス中津川 えびす町	岐 阜 県 中 津 川 市 え び す 町 七 番 二 二	介護予防 通所介護	平成 二四・八一
有限会社ふう ビス	GENKI NEXT恵那	岐 阜 県 恵 那 市 大 井 町 字 本 町 七 五 番 地 一	介護予防 通所介護	平成 二四・八一
株式会社イー ビーエーサー ビス	ヘルパーステ ーションい わむらの憩	岐 阜 県 恵 那 市 岩 村 町 七 三 〇 番 地 二	介護予防 訪問介護	平成 二四・八一
有限会社ジ ョイ	ケアセンター ジョイ	岐 阜 県 羽 島 市 舟 橋 町 七 丁 目 三 九 番 地	介護予防 通所介護	平成 二四・八一
株式会社ニチ イ学館	ニチイケアセ ンター各務原	岐 阜 県 各 務 原 市 蘇 原 瑞 雲 町 三 丁 目 二 八 番	介護予防 通所介護	平成 二四・八一
青い鳥ケアマ ネジメント株 式会社	青い鳥訪問介 護事業所	岐 阜 県 各 務 原 市 鷺 沼 各 務 原 町 五 丁 目 二 八 〇 番 地 メ ト ロ ポ リス 一 〇 六	介護予防 訪問介護	平成 二四・八一
医療法人社団 桃仁会	介護付有料老 人ホームビ アパンス門間	岐 阜 県 羽 島 郡 笠 松 町 門 間 五 八 二 番 地	介護予防 特定施設 入居者生 活介護	平成 二四・八一

合同会社西濃 企画	介護サービス ンみらい	岐阜県大垣市外濠四 九二 二	介護予防 訪問介護	平成 二四・八・一
株式会社共寿	ショートステ イ養老「福寿 苑」	岐阜県養老郡養老町石畑一 二四八 一番地	介護予防 短期入所 生活介護	平成 二四・八・一
株式会社共寿	デイサービス センター養老 「福寿苑」	岐阜県養老郡養老町石畑一 二四七 二番地	介護予防 通所介護	平成 二四・八・一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五條の五第二項の規定に基づき指定  
介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、  
同法第百十五條の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	廃 年 月 日 止
株式会社ピグ レイス	介護24多治見	岐阜県多治見市白山町四丁 目三〇番地の二	介護予防 訪問介護	平成 二四・八・三
社会福祉法人 登豊会	特別養護老人 ホーム岐南仙 寿うれし野	岐阜県羽島郡岐南町伏屋八 丁目三三番地	介護予防 短期入所 生活介護	平成 二四・八・三

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第四項の規定により大規模  
小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示  
する。

なお、その意見書は平成二十四年九月二十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通  
課において縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地  
ゲンキー高山三福寺店  
高山市三福寺町二四二番地の二 外
- 二 意見の概要  
意見なし（届出事項 新設）

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七條の三第一項の規定により、  
次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八  
十七條第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
海津 3 期地区	海津市役所	平成二四・ 一〇九・二二一

平成二十四年九月二十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社